

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年12月24日

【中間会計期間】 第20期中（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

【会社名】 株式会社関西ゴルフ倶楽部

【英訳名】 KANSAI GOLF CLUB CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若 林 伸 和

【本店の所在の場所】 兵庫県三木市吉川町吉安877番地の1

【電話番号】 0794－72－1000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 福 田 幾 吉

【最寄りの連絡場所】 兵庫県三木市吉川町吉安877番地の1

【電話番号】 0794－72－1000(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 福 田 幾 吉

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期中	第19期中	第20期中	第18期	第19期
会計期間	自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
売上高 (千円)	106,650	101,278	100,619	211,810	208,753
経常利益 (千円)	19,731	14,539	11,322	38,482	35,533
中間(当期)純利益 (千円)	6,749	8,180	6,084	21,851	20,659
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	59,000	66,125	75,125	59,000	66,125
発行済株式総数 (株)	普通株式 10,000 優先株式 258,947	普通株式 10,000 優先株式 260,372	普通株式 10,000 優先株式 262,172	普通株式 10,000 優先株式 258,947	普通株式 10,000 優先株式 260,372
純資産額 (千円)	2,543,538	2,580,321	2,620,634	2,566,890	2,601,050
総資産額 (千円)	2,665,717	2,761,623	2,748,417	2,670,520	2,729,765
1株当たり純資産額 (円)	△5,043.15	△2,714.84	△783.50	△3,532.91	△1,466.92
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	674.90	818.06	608.41	2,185.14	2,065.99
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	95.4	93.4	95.4	96.1	95.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	52,342	108,853	57,683	19,453	84,698
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	30,586	△9,175	△1,661	30,600	△11,091
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,784	4,713	12,936	16,034	12,963
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (千円)	1,182,344	1,262,111	1,313,248	1,157,719	1,244,290
従業員数 (名) (ほか、平均臨時雇用者数)	1 (—)	1 (—)	1 (—)	1 (—)	1 (—)

- (注) 1 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期中間会計期間の期首から適用しており、第20期中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	1
---------	---

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
2 当社は、ゴルフ場事業の単一セグメント・単一事業部門であるため、ゴルフ場全体での従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、業種間で景況感が二極化しておりますが、新型コロナウイルスワクチンの接種の進展と活動制限の緩和を背景に景気回復が明確化する見通しにあります。

このような環境下、当社がリゾートトラストゴルフ事業株式会社に運営委託している関西ゴルフ倶楽部の当中間会計期間の来場者数は20,796名と前年同期比2,722名（15.1%）増加しました。4月から6月は緊急事態宣言発出によりアルコール類の販売制限や、法人におけるコンペの取り消しが相次ぎ、来場者数は目標より大幅減となりました。6月後半には緊急事態宣言解除を以って通常営業に戻りましたが、企業のコンペは公式には解禁とならず、小規模コンペと個別予約を中心とした来場状況は昨年同様でございます。また、通常営業に戻ったとはいえ、3密には万全の注意を払い、特にお客様来館時の検温やレストランにて密集回避の工夫をしております。7月以降の来場者数においては、8月の前線停滞による雨天や荒天等の異常気象の影響で予測を下回りましたが、9月にはコロナ禍以前から予定していた貸切コンペやゴルフ場主催イベントなどが取り消し、延期等した反面、個人及び小規模コンペなどの需要が戻りました。7月から9月の期間は、ゴルフは屋外スポーツということで、旅行や他のレジャーほど新型コロナウイルスの感染が危惧されることもなく、例年よりも増加するという特異な現象となりました。

結果として、上半期来場者数は会員様7,325名（前年同期比12.6%増）、ゲスト13,471名（前年同期比16.5%増）、メンバー比率は前年同期比0.8ポイント低下し35.2%となりました。これらは主に7月から9月の来場者増加と新型コロナワクチン接種者の増加に関連したと言えます。

ゴルフ練習場のヴェルデにおいては、ゴルフ場ほどコロナ禍の影響はなく、より一層の感染防止対策を講じながら着実に来場者を獲得しました。現在、施設の老朽化の問題や場外看板の改修等の修復する箇所を検討しております。

当中間会計期間の当社の売上高は、年会費収入とリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託手数料収入等で構成されており、100,619千円（前年同期比0.7%減）となりました。一方、販売費及び一般管理費は97,469千円（前年同期比2.6%増）となりました。

その結果、営業利益は3,150千円（前年同期比49.6%減）、経常利益は11,322千円（前年同期比22.1%減）となり、中間純利益は6,084千円（前年同期比25.6%減）となりました。

前事業年度末に比べて、資産は18,651千円増加の2,748,417千円、負債は932千円減少の127,782千円、純資産は19,584千円増加の2,620,634千円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高、営業利益、経常利益はそれぞれ8,850千円減少しております。

② キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末と比べて68,958千円増加し、当中間会計期間末は1,313,248千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は57,683千円（前年同期は108,853千円の増加）となりました。これは、前受収益の増加額68,355千円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は1,661千円（前年同期は9,175千円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,817千円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の増加は12,936千円（前年同期は4,713千円の増加）となりました。これは、株式の発行による収入が5,436千円、新株式申込証拠金の払込による収入が7,500千円あったことによるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社はゴルフ場の管理を行なっている会社のため、生産実績及び受注実績については該当事項はありません。

販売実績

内容	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
年会費収入	59,148	△0.7	59,550	0.7
運営委託契約等による手数料収入	38,630	△7.0	40,920	5.9
登録料収入	3,500	△36.4	149	△95.7
合計	101,278	△5.0	100,619	△0.7

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
リゾートトラストゴルフ事業(株)	38,630	38.1	40,920	40.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

① 当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間会計期間末の資産合計は2,748,417千円となり、前事業年度末と比べて、18,651千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が68,958千円増加したものの、未収入金の減少が28,506千円あったこと等によるものであります。

当中間会計期間末の負債合計は127,782千円となり、前事業年度末と比べて、932千円の減少となりました。これは主に、未払金が69,610千円減少したこと、前受収益が60,104千円増加したこと等によるものであります。

当中間会計期間末の純資産合計は2,620,634千円となり、前事業年度末と比べて、19,584千円の増加となりました。これは中間純利益6,084千円があったこと、増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ9,000千円増加したこと等によるものであります。

経営成績については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」をご参照ください。

経営成績に重要な影響を与える要因については「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

② 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、既存施設の維持・管理を目的とした設備投資に必要な資金及びその他の所要資金には手元資金を充当することを基本的な方針とし、必要に応じてグループ会社からの借入等による資金調達を行うこととしております。

なお、当中間会計期間末における有利子負債の残高はなく、現金及び現金同等物の残高は1,313,248千円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000
優先株式	600,000
計	620,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	10,000	非上場	(注)1、2、5
優先株式	262,172	262,172	同上	(注)1、3、4、5
計	272,172	272,172	—	—

- (注) 1 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要します。
2 普通株式は完全な議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
3 優先株式の内容は以下のとおりであります。
当社は、会社法第108条第1項各号に掲げる事項及び会社法第107条第1項各号に掲げる事項について、下記のとおり定款に定めております。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを行い、優先株式については、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しないこととしております。
① 当社は、優先株式を有する株主に対し、剰余金の支払は行わない。
② 当社は、残余財産の分配をするときは、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、その優先株式1株につき10,000円を限度として分配を行なう。
③ 優先株式を有する株主は、優先分配が行われた後の残余財産に対しては、分配を受ける権利を有しない。
④ 当社は、株主総会の決議によって、優先株式の全部を取得することができる。
⑤ 優先株式を有する株主は、その所有する優先株式については、株主総会における議決権を有しない。
⑥ 優先株式については、会社法第199条第4項及び同法第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
⑦ 優先株式については、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
⑧ 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
⑨ 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。
4 種類株式の議決権について
当社は、当社が経営する関西ゴルフ倶楽部の会員になることを条件として、運営の安定化を図り、資本調達手段を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を実現することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。
5 当社は、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月18日	1,800	272,172 (普通株式 10,000 優先株式 262,172)	9,000	75,125	9,000	1,323,860

(注) 優先株式の一般募集による有償増資
発行価格1株当たり10千円、資本金組入額1株当たり5千円

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
リゾートトラストゴルフ事業(株)	名古屋市中区栄2-6-1	10,621 (621)	3.9 (0.2)
リゾートトラスト(株)	名古屋市中区東桜2-18-31	2,850 (2,850)	1.0 (1.0)
岩谷産業(株)	大阪府中央区本町3-6-4	600 (600)	0.2 (0.2)
(株)大黒	和歌山県和歌山市手平3-8-43	600 (600)	0.2 (0.2)
レンゴー(株)	大阪府北区中之島2-2-7	576 (576)	0.2 (0.2)
大和ハウス工業(株)	大阪府北区梅田3-3-5	576 (576)	0.2 (0.2)
(株)三和	兵庫県加古郡稲美町中村1183-4	480 (480)	0.2 (0.2)
松岡商事(株)	兵庫県姫路市市川橋通2-41-1	450 (450)	0.2 (0.2)
村中医療器(株)	大阪府中央区船越町2-3-6	450 (450)	0.2 (0.2)
計	—	17,203 (7,203)	6.3 (2.6)

(注) 1 (内書)は、優先株式の株式数及び割合であります。
2 上記のほか当社所有の自己株式(優先株式)75株があります。
3 所有株式数第10位にあたる384株を所有する株主の数が4名となっておりますので、上位9名のみの記載としております。

② 所有議決権数別

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数の 割合(%)
リゾートトラストゴルフ事業(株)	名古屋市中区栄2-6-1	10,000	100.00
計	—	10,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 262,172	—	優先株式の内容は「1 株式等の状況(1)株式の総数等」の「②発行済株式」の注記に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	272,172	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、篠藤公認会計士事務所 公認会計士 篠藤敦子により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	64,290	133,248	
関係会社短期預け金	1,180,000	1,180,000	
売掛金	17,818	14,171	
その他	35,508	7,784	
貸倒引当金	△4,406	△5,162	
流動資産合計	1,293,210	1,330,041	
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	※ 1 158,427	※ 1 150,662	
構築物（純額）	※ 1 133,585	※ 1 127,583	
コース勘定	525,215	525,215	
土地	494,200	494,200	
その他（純額）	※ 1 59,445	※ 1 57,570	
有形固定資産合計	1,370,874	1,355,231	
無形固定資産	76	38	
投資その他の資産			
長期前払費用	17,504	15,003	
繰延税金資産	36,907	37,064	
その他	11,193	11,037	
投資その他の資産合計	65,605	63,105	
固定資産合計	1,436,555	1,418,375	
資産合計	2,729,765	2,748,417	
負債の部			
流動負債			
未払金	76,568	6,957	
未払法人税等	8,485	5,395	
その他	3,145	※ 2 69,159	
流動負債合計	88,199	81,512	
固定負債			
退職給付引当金	40,515	38,019	
その他	—	8,250	
固定負債合計	40,515	46,270	
負債合計	128,714	127,782	

(単位：千円)		
	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	66,125	75,125
新株式申込証拠金	※3 12,000	※3 7,500
資本剰余金		
資本準備金	1,314,860	1,323,860
その他資本剰余金	1,272,735	1,272,735
資本剰余金合計	2,587,595	2,596,595
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△64,669	△58,585
利益剰余金合計	△64,669	△58,585
株主資本合計	2,601,050	2,620,634
純資産合計	2,601,050	2,620,634
負債純資産合計	2,729,765	2,748,417

② 【中間損益計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上高	101,278	100,619
売上総利益	101,278	100,619
販売費及び一般管理費	95,025	97,469
営業利益	6,252	3,150
営業外収益	※ 1 8,822	※ 1 8,735
営業外費用	※ 2 536	※ 2 563
経常利益	14,539	11,322
特別損失	—	0
税引前中間純利益	14,539	11,322
法人税、住民税及び事業税	3,776	5,395
法人税等調整額	2,582	△157
法人税等合計	6,358	5,237
中間純利益	8,180	6,084

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
			資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	59,000	12,750	1,307,735	1,272,735	2,580,470	△85,329	△85,329	2,566,890	2,566,890
当中間期変動額									
新株の発行	7,125	△12,750	7,125		7,125			1,500	1,500
新株式申込証拠金の払込		3,750						3,750	3,750
中間純利益						8,180	8,180	8,180	8,180
当中間期変動額合計	7,125	△9,000	7,125	—	7,125	8,180	8,180	13,430	13,430
当中間期末残高	66,125	3,750	1,314,860	1,272,735	2,587,595	△77,148	△77,148	2,580,321	2,580,321

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(単位：千円)

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
			資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	66,125	12,000	1,314,860	1,272,735	2,587,595	△64,669	△64,669	2,601,050	2,601,050
当中間期変動額									
新株の発行	9,000	△12,000	9,000		9,000			6,000	6,000
新株式申込証拠金の払込		7,500						7,500	7,500
中間純利益						6,084	6,084	6,084	6,084
当中間期変動額合計	9,000	△4,500	9,000	—	9,000	6,084	6,084	19,584	19,584
当中間期末残高	75,125	7,500	1,323,860	1,272,735	2,596,595	△58,585	△58,585	2,620,634	2,620,634

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	14,539	11,322
減価償却費	17,279	17,498
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,720	756
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,940	△2,495
受取利息及び受取配当金	△8,643	△8,726
株式交付費	536	563
売上債権の増減額 (△は増加)	6,347	3,646
未払金の増減額 (△は減少)	3,529	△41,141
未払消費税等の増減額 (△は減少)	29,924	5,612
その他	36,565	70,407
小計	99,858	57,442
利息及び配当金の受取額	8,643	8,726
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	351	△8,485
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,853	57,683
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,175	△1,817
その他	—	156
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,175	△1,661
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	963	5,436
新株式申込証拠金の払込による収入	3,750	7,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,713	12,936
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	104,392	68,958
現金及び現金同等物の期首残高	1,157,719	1,244,290
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 1,262,111	※ 1 1,313,248

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定に基づいております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

2 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 年会費収入

会員から年会費を受け取っております。年会費の受け取りに対するサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

② 運営委託契約等による手数料収入

リゾートトラストゴルフ事業株式会社にゴルフ場の運営を委託しており、当社ゴルフ場に関する営業上の売上及び営業費用は、リゾートトラストゴルフ事業株式会社に帰属するものとし、当社はリゾートトラストゴルフ事業株式会社からの運営委託による手数料を受け取っています。手数料の受け取りに対するサービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ 登録料収入

新規会員を募集した場合に、入会した会員から入会金を受け取っています。入会金については、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによりゴルフ会員権の登録料について、従来は契約開始時に一括して収益を認識する処理によっておりましたが、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当中間会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間貸借対照表は、流動負債その他（前受収益）は599千円増加し、固定負債その他（長期前受収益）は8,250千円増加しております。当中間会計期間の中間損益計算書は、売上高、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ8,850千円減少しております。

当中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書は、税引前中間純利益は8,850千円減少しております。

当中間会計期間の中間株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(中間貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」及び「投資その他の資産」の「差入保証金」は、重要性が乏しくなったため、当中間会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「未収入金」30,506千円、「その他」5,001千円は、「その他」35,508千円とし、「投資その他の資産」に表示していた「差入保証金」11,136千円、「その他」57千円は、「その他」11,193千円として組み替えております。

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未収入金の増減額」、「預り金の増減額」は、重要性が乏しくなったため当中間会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「未収入金の増減額」1,848千円、「預り金の増減額」△18千円、「その他」34,736千円は、「その他」36,565千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書に記載した(重要な会計上の見積り)の仮定について重要な変更はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,920,691千円	4,919,016千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

※3 新株式申込証拠金は次のとおりであります。

前事業年度(2021年3月31日)

株式の発行数	1,200株
資本金増加の日	2021年6月18日
資本準備金に繰入れる予定の金額	6,000千円

当中間会計期間(2021年9月30日)

株式の発行数	750株
資本金増加の日	2022年6月24日
資本準備金に繰入れる予定の金額	3,750千円

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
受取利息	8,643千円	8,726千円

※2 営業外費用の主要項目

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
株式交付費	536千円	563千円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	17,241千円	17,460千円
無形固定資産	37千円	37千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	10,000	—	—	10,000
優先株式(株)	258,947	1,425	—	260,372
合 計(株)	268,947	1,425	—	270,372

(変動事由の概要)

新株発行 (2020年6月19日付 有償増資) による増加 1,425株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

II 当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	10,000	—	—	10,000
優先株式(株)	260,372	1,800	—	262,172
合 計(株)	270,372	1,800	—	272,172

(変動事由の概要)

新株発行 (2021年6月18日付 有償増資) による増加 1,800株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
優先株式(株)	—	75	—	75

(変動事由の概要)

2021年9月28日取締役会決議による自己株式の無償取得 75株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	62,111千円	133,248千円
関係会社短期預け金	1,200,000千円	1,180,000千円
現金及び現金同等物	1,262,111千円	1,313,248千円

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	17,818		
貸倒引当金（※2）	△4,406		
	13,412	13,412	—
資産計	13,412	13,412	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「関係会社短期預け金」については、預金と同様の取り扱いをしており、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間（2021年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	14,171		
貸倒引当金（※2）	△5,162		
	9,008	9,008	—
資産計	9,008	9,008	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「関係会社短期預け金」については、預金と同様の取り扱いをしており、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	9,008	—	9,008
資産計	—	9,008	—	9,008

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

	金額(千円)
年会費収入	59,550
運営委託契約等による手数料収入	40,920
登録料収入	149
顧客との契約から生じる収益	100,619
外部顧客への売上高	100,619

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ゴルフ場事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1 サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
リゾートトラストゴルフ事業(株)	38,630千円	ゴルフ場事業

II 当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1 サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
リゾートトラストゴルフ事業(株)	40,920千円	ゴルフ場事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	△1,466円92銭	△783円50銭

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	818円06銭	608円41銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	8,180	6,084
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	8,180	6,084
普通株式の期中平均株式数(株)	10,000	10,000

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当中間会計期間の1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額は583円32銭減少しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第19期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月29日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月23日

株式会社関西ゴルフ倶楽部

取締役会 御中

篠藤公認会計士事務所

大阪府大阪市

公認会計士 篠 藤 敦 子

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西ゴルフ倶楽部の2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関西ゴルフ倶楽部の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表

示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。